平成２３年（フ）第１９７号
神奈川県三浦市初声町下宮田813番地１　小松ハイムＢ―101
債務者　梶　　弘
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　博毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９８号
神奈川県三浦市初声町下宮田813番地１　小松ハイムＢ―101
債務者　梶　美和子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　博毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１６号
長崎県長崎市中里町421番地１　フローラ中里101
債務者　島津　宗谷
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　一成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４７号
さいたま市緑区道祖土２丁目12番10―301号
債務者　髙田　　修
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　　努
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
長野市大字南長野新田町1458番地　メゾンフォンテーヌ401、前住所新潟県妙高市大字田口1452番地27
債務者　サッセン優枝
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久田　道人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
愛知県西尾市伊藤５丁目６番地16　サンパティークＢ棟103号室
債務者　片岡由美子（旧姓村井）
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　未央子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２６号
埼玉県鴻巣市本町７丁目７番11号
債務者　松下　忠夫
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３９号
埼玉県川口市新井町27番20―201号晃伸ハイツ
債務者　松田　　博
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４０号
埼玉県川口市新井町27番20―201号晃伸ハイツ
債務者　松田ウメコ
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２７号
さいたま市浦和区大東１丁目15番28―203号、前住所さいたま市浦和区大東３丁目31番10号
債務者　熊谷　廣志
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　立石　雅彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
愛知県蒲郡市三谷町須田39番地１　藤田アパート、従前の住所愛知県蒲郡市神明町５番９号　小林ハイツ２Ｆ西
債務者　小久保とも子
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　又平　雅之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市澄川町８丁目９番24号
債務者　後藤　州子
１　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０１３号
盛岡市中太田新田25番地232　第一照井荘６号
債務者　石川　淳一
１　決定年月日時　平成23年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉崎　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６号
山形県上山市河崎３丁目３番20号、住民票上の住所山形県上山市葉山４番27号
債務者　佐藤　　一
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７号
山形県上山市河崎３丁目３番20号、住民票上の住所山形県上山市葉山４番27号
債務者　佐藤　一廣
１　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２７号
福井市板垣３丁目915番地　カーサ・ドレッセ106
債務者　津田　恭司
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安江　　勤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係